

臨時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

「第1号議案 株式会社ワンダーコーポレーション
および株式会社HAPiNSとの株式移転計画承
認の件」 最終事業年度に係る計算書類等の内容

- ・株式会社ワンダーコーポレーション
- ・株式会社HAPiNS

株式会社ジーンズメイト

上記の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jeansmate.co.jp>）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

株式会社ワンダーコーポレーションの最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

当社は、2018年5月24日の第30回定時株主総会の決議により、事業年度を従来の2月末日から3月31日に変更いたしました。

これにより、前第31期事業年度が2018年3月1日から2019年3月31日までの13ヶ月となったため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな景気回復基調で推移しておりました。しかし、台風などの自然災害や消費税増税に加え、新型コロナウイルス感染症の経済への影響や金融資本市場の変動により、不安定な状況で推移しました。

そのような環境の中、エンターテインメント市場においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、足元ではゲーム等のパッケージ商材や本を中心とした娯楽商材への需要が高まっております。また、動画配信市場、スマートフォン市場等のデジタルコンテンツの拡大に加えて、インターネット販売をはじめとした非対面分野への関心も高まっており、お客様の購買行動の変化への対応が一層求められています。リユース市場においては、個人間売買やネット販売の活性化により消費者のリユースへの関心は益々高まり、今後も継続的に着実な成長が見込まれております。

当社グループにおける当連結会計年度末の店舗数については、WonderGOO事業66店舗（内、F C 7店舗）、WonderREX事業32店舗（内、F C 2店舗）、TSUTAYA事業82店舗、新星堂事業79店舗、その他事業12店舗（内、F C 7店舗）、合計271店舗となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は61,207百万円となりました。さらに構造改革を進めるうえで、本社移転や本部人員配置の適正化をはじめとしたコスト改善を行ったことで営業利益1,277百万円、経常利益1,306百万円、親会社株主に帰属する当期純利益978百万円となりました。

なお、事業別の概況は以下のとおりです。

[WonderGOO事業]

WonderGOO事業におきましては、エンターテインメント市場全体における新作ゲームソフトや音楽ソフト販売の低調を受け、厳しい状況が続いておりますが、不採算店舗8店舗閉鎖や売場効率化に伴う改装を実施したことで業績は堅調に推移いたしました。また、仕入型小売業からの脱却を図るべく中期方針「モノからLIVE」を掲げ、既存パッケージ販売だけでなくコト事業の強化に取り組んでまいりました。具体的には、大型デュエルスペースを併設したトレーディングカード専門店の「DuelStade Ganryu」を3店舗出店、エンターテインメントレストラン「チーズチーズカフェ」の出店、既存店舗へのリユース業態の導入を4店舗実施するとともに、空きスペースの転貸を実施することで収益改善を図ってまいりました。

[WonderREX事業]

WonderREX事業におきましては、買取の強化を目的として、当社鑑定士によるイベント型買取鑑定会を定期的実施するとともに、出張買取・宅配買取・引越買取の強化を行うことで良質な在庫確保に努めてまいりました。また、北関東を中心としたロードサイド型店舗の出店から都心立地への出店戦略に変更することで、事業拡大を加速してまいりました。具体的にはブランドリユース専門店として東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県の大規模商業施設に6店舗出店いたしました。

[TSUTAYA事業]

TSUTAYA事業におきましては、主力である映像・音楽レンタル部門が、スマートフォンを中心としたコンテンツ配信サービス等の影響を受け、厳しい状況が続いております。これに対し、サブスクリプション型サービスのTSUTAYAプレミアムの獲得促進など、安定的な収益確保を進めてまいりました。レンタル市場の縮小均衡が今後も継続することが予想される中、映像・音楽レンタル中心の事業構造からの転換を図るべく、トレーディングカード専門店「バトロコ」を2店舗出店いたしました。また不採算店舗を6店舗閉店し、収益改善に努めてまいりました。

[新星堂事業]

新星堂事業におきましては、人気アーティストによる大型タイトルの販売と、不採算店舗の20店舗閉鎖、さらに既存店舗の改装やイベント事業の強化を行ったことにより収益が改善いたしました。具体的には「モノからLIVE」の中期方針のもと、イベント特化型店舗「エントバシブヤ」の出店や次世代型新星堂店舗モデルとしてイベントの実施及びPOP UP

STOREを併設した店舗の出店・改装を実施いたしました。また、従来の大型商業施設でのリリースイベントに加え、ライブハウス等での自主企画イベントに取り組み、収益改善に努めてまいりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資額は909百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

店 舗 名	会社名	設備内容	開店年月	所 在 地	売場面積
WonderREX イオンモール柏店	当 社	新 規	2019年4月	千葉県 柏 市	265㎡
WonderREX セブンパークアリオ柏店	当 社	新 規	2019年10月	千葉県 柏 市	100㎡
WonderREX 小田原ダイナシティ店	当 社	新 規	2020年2月	神奈川県小田原市	265㎡
WonderREX 浅 草 ROX ・ 3G 店	当 社	新 規	2020年3月	東京都 台 東 区	163㎡
WonderREX イオンモール与野店	当 社	新 規	2020年3月	埼玉県さいたま市	235㎡
WonderREX イオンモール佐野新都市店	当 社	新 規	2020年3月	栃 木 県 佐 野 市	112㎡
新 星 堂 mozo ワンダーシティ店	当 社	新 規	2019年10月	愛知県名古屋市	410㎡

ロ. 当連結会計年度継続中の主要設備

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資または社債発行による資金調達は行っておりません。また、当連結会計年度の設備資金等及び運転資金等の必要資金は、自己資金及び借入金により賄いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第29期 2017年2月	第30期 2018年2月	第31期 2019年3月	第32期 (当連結会計年度) 2020年3月
売 上 高 (百万円)	74,196	73,139	72,117	61,207
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△278	475	451	1,306
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△1,124	△448	△5,159	978
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△201.65	△80.33	△695.84	129.52
総 資 産 (百万円)	35,643	34,733	29,888	27,248
純 資 産 (百万円)	10,055	9,712	5,988	7,000
1株当たり純資産額 (円)	1,727.37	1,657.32	757.59	881.95

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 第31期（2019年3月期）につきましては、事業年度の変更に伴い、2018年3月1日から2019年3月31日までの13ヶ月間となっております。
4. 第31期（2019年3月期）より、「受取手数料」を売上高に組み替えたことによる表示方法の変更を行っており第30期（2018年2月期）の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はRIZAPグループ株式会社で、同社は当社株式を5,671,812株（持株比率75.1%）保有しております。

当社はRIZAPグループ株式会社のプラットフォーム事業の中核を担っており、相互協力を行うことでグループ全体の企業価値向上に努めております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との間で「極度貸付約定契約」の取引を行っておりますが、当該取引をするに当たっては、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

- ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
 当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施が利益を害するものではないと判断しております。
- ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
 該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
(株) ワ ン ダ ー ネ ッ ト	10百万円	100.0%	携帯電話等の小売
(株) V i d a w a y	100百万円	63.6%	音楽・映像ソフト等のレンタル
(株) テ ト ラ フ ィ ッ ト	30百万円	100.0%	フィットネス業
(株) T ポ イ ン ト パ ー ト ナ ー ズ つ く ば	10百万円	51.0%	Tポイントに関する加盟店獲得、 代理店獲得

- (注) 1. (株)テトラフィットは減資を行い、資本金の額が減少しております。
 2. 2019年6月1日付で株式会社ニューウェイブファシリティーズは、株式会社テトラフィットに商号変更しました。

(4) 対処すべき課題

エンターテインメントソフト小売業界を取り巻く環境は、5Gの本格稼働により電子書籍や、音楽・映像配信・アプリ・ネット通販などの利便性がさらに向上することで、今後さらに消費行動の選択肢は多様化していくものと思われます。

世界的に感染が拡大している新型コロナウイルスの影響については、長期に渡り継続すると予想され、現時点では先を見通すことが困難な状況にあります。

そのため、当社グループは、内外の諸情勢を慎重に注視し、環境の変化に柔軟に対応してまいります。

一方、当社グループは中期方針である「モノからLIVE」に基づき、仕入型小売業から体験型サービス業へ事業構造を転換することで、新たな顧客価値の創造を進めてまいります。各事業の具体的な取り組みについては以下の通りです。

WonderGOO事業

- ・非対面型ビジネスの強化推進
- ・トレーディングカード専門店「DuelStade Ganryu」の出店
- ・自社企画商品の開発・販売

WonderREX事業

- ・都心立地への出店加速
- ・自社ECサイトの運営開始
- ・出張買取の強化
- ・新規買取専門店の出店

TSUTAYA事業

- ・トレーディングカード専門店「バトロコ」の出店

新星堂事業

- ・次世代型新星堂店舗の出店
- ・非対面型ビジネスの強化推進

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

事業区分	事業内容
WonderGOO事業	ゲームソフト、音楽ソフト、映像ソフト、書籍、化粧品、携帯電話等の小売販売及びそれら商品の一部をFCへ卸売
WonderREX事業	ブランド品、貴金属、衣料、服飾雑貨、オーディオ、家電等のリユース商品の買取・販売
TSUTAYA事業	ゲームソフト、音楽ソフト、映像ソフト、雑誌の販売及び音楽ソフト、映像ソフトのレンタル
新星堂事業	音楽ソフト、映像ソフト等の小売販売

(6) 主要な事業所（2020年3月31日現在）

- ① 本店 茨城県つくば市小野崎294番地 1
- ② 本店業務 茨城県土浦市蓮河原新町4181 土浦事務所 2F
- ③ 物流センター 埼玉県入間郡三芳町大字上富2117
武蔵貨物自動車(株)三芳加工センター内
- ④ 直営 245店舗

会社名	事業区分	所在地	店舗数
当 社	WonderGOO 事業	茨城県	27
		千葉県	11
		栃木県	8
		埼玉県	5
		群馬県	5
		福島県	2
	WonderREX 事業	茨城県	13
		千葉県	9
		群馬県	2
		栃木県	2
		埼玉県	1
		東京都	1
		神奈川県	1
	新星堂 事業	三重県	1
		愛知県	13
		東京都	11
		神奈川県	10
		千葉県	8
		埼玉県	5
		大阪府	4
		福岡県	3
		岐阜県	2
		栃木県	2
		兵庫県	2
		広島県	2
		山形県	1
		宮城県	1
		山梨県	1
		京都府	1

会 社 名	事 業 区 分	所 在 地	店 舗 数
当 社	新 星 堂 事 業	山 口 県	1
		熊 本 県	1
		茨 城 県	1
		静 岡 県	1
		石 川 県	1
		三 重 県	1
		長 崎 県	1
		宮 崎 県	1
	小 計		162
(株) ワ ン ダ ー ネ ッ ト	W o n d e r G O O 事 業	茨 城 県	1
(株) V i d a w a y	T S U T A Y A 事 業	千 葉 県	15
		北 海 道	11
		神 奈 川 県	11
		群 馬 県	9
		東 京 都	7
		宮 城 県	7
		岩 手 県	6
		青 森 県	4
		栃 木 県	4
		福 島 県	3
		茨 城 県	2
		山 形 県	1
		埼 玉 県	1
		福 井 県	1
	小 計		82
計			245

⑤ フランチャイズチェーン（ＦＣ）の店舗展開地域及び店舗数

店 舗 展 開 地 域		店 舗 数
北 海 道 ・ 東 北 地 区	北海道、青森県、岩手県、宮城県	6
東 海 ・ 中 部 地 区	静岡県、愛知県	3
計		9

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前連結会計年度末比増減
男 性	618名	24名 減
女 性	132名	3名 増
合 計	750名	21名 減

(注) 上記の他パートタイマー及びアルバイトを2,442名（8時間換算）雇用しております。

② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	481名	12名 減	44歳 1 か月	17年 5 ヶ月
女 性	83名	3名 増	38歳 6 か月	12年 7 ヶ月
合 計	564名	9名 減	43歳 3 か月	16年 8 ヶ月

(注) 1. 上記の使用人数には、出向社員20名が含まれております。

2. 上記の他パートタイマー及びアルバイトを1,846名（8時間換算）雇用しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 常 陽 銀 行	1,698百万円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	1,587百万円
株 式 会 社 筑 波 銀 行	1,450百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,398百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	987百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	981百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 12,472,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,559,184株 |
| ③ 株主数 | 8,055名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
R I Z A P グ ル ー プ 株 式 会 社	5,671,812株	75.1%
株 式 会 社 北 関 東 T S U T A Y A	307,053株	4.1%
ワンダーコーポレーション従業員持株会	81,528株	1.1%
林 口 悟	53,000株	0.7%
ワ ン ス ア ラ ウ ン ド 株 式 会 社	37,500株	0.5%
岩 井 コ ス モ 証 券 株 式 会 社	25,000株	0.3%
船 山 益 宏	20,300株	0.3%
J. P. M O R G A N S E C U R I T	20,000株	0.3%
海 老 澤 一	19,300株	0.3%
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	18,824株	0.2%

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式3,856株を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当該事業年度中の使用人等に対する新株予約権等の交付の状況
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2020年3月31日現在)

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	内 藤 雅 義	リユース事業本部長 RIZAPグループ(株)執行役員 (株)音光代表取締役
専 務 取 締 役	阿 曾 雅 道	エンタテインメント事業本部長 (株)ワンダーネット代表取締役社長
取 締 役	宮 本 正 明	管理本部長 (株)Vidaway 取締役 (株)Tポイントパートナーズつくば 代表取締役
取締役 (常勤監査等委員)	塚 田 英 雄	
取締役 (監査等委員)	大 塚 一 暁	堀田丸正(株)取締役
取締役 (監査等委員)	小 島 茂	堀田丸正(株)取締役、(株)HAPiNS取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) の大塚一暁氏及び小島茂氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (常勤監査等委員) の塚田英雄氏は、長年の経理業務の経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役大塚一暁氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 (監査等委員を除く。) からの情報収集、情報共有及び内部監査部門等との連携の強化を図り、監査・監督機能の実効性を高めるため、塚田英雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役 (監査等委員) 塚田英雄、大塚一暁、小島茂の3氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退任事由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
高 田 修	2019年6月27日	任期満了	フィットネス事業新会社設立準備室掌管
大 坪 真 治	2019年6月27日	任期満了	
池 内 清 和	2019年6月27日	任期満了	

③ 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) (内、社 外 取 締 役)	4 名 (1 名)	25,973千円 (一 千 円)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (内、社 外 取 締 役)	3 名 (2 名)	13,991千円 (4,200千円)
合 計 (内、社 外 役 員)	7 名 (2 名)	39,965千円 (4,200千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年5月24日開催の第30回定時株主総会決議において年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年5月24日開催の第30回定時株主総会決議において年額40,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記には、2019年6月27日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。
5. 内藤雅義氏及び2019年6月27日に退任した大坪真治氏については無報酬であるため、上記の支給人員に含まれておりません。
6. 親会社等又は親会社等の子会社等から当事業年度において役員として受けた報酬の総額
当事業年度において、社外取締役が役員を兼務する親会社等又は親会社の子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は6,900千円であります。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との重要な兼職の状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
大塚一暁氏は堀田丸正(株)の取締役であります。堀田丸正(株)は当社と同じRIZAPグループ(株)を親会社としております。
小島茂氏は堀田丸正(株)の取締役及び(株)HAPiNSの取締役（監査等委員）であります。堀田丸正(株)及び(株)HAPiNSは当社と同じRIZAPグループ(株)を親会社としております。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況

氏 名	地 位	主な活動状況
大 塚 一 暁	取 締 役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会13回の内12回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会12回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
小 島 茂	取 締 役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会13回の内11回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会12回の内11回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(4) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして位置付け、事業の拡大による収益向上及び安定的な経営基盤の確保に努めると共に、内部留保の充実などを勘案しつつ業績に応じた適正、かつ継続的な利益配分を行うことを基本としております。今後も、中長期的な視点に立って成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入し、継続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の拡大に努めてまいります。当事業年度の期末配当金につきましては、無配とさせていただきます。

なお、内部留保金につきましては、成長性、収益性の高い事業への投資と共に、既存事業の効率化、活性化のための投資及び人材育成に活用してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	58,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58,000千円

- (注) 1. 当社は、会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の他、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の解任及び不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」を定め、周知徹底を図る。また、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。更に、「内部通報者保護規程」を策定し、通報者の保護を徹底すると共に、通報窓口を設置して不正行為等の早期発見を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は、文書管理規程により常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の体制を整備し、リスク管理に関する各種規程・マニュアル等を整備し、その周知徹底を図る。また、リスク対応の体制を策定し、機動的に機能するための情報の共有化と役割の周知を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

月1回の定時取締役会を開催する他、適宜臨時取締役会を開催する。また、経営に関する重要事項については、週1回開催の経営会議において審議し、取締役会において執行決定を行うものとする。更に、社内規程により、職務権限・業務分掌等を明確にし、会社の機関相互の連携を強化することで、効率かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図る。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社から定期的に経営状況の報告を受け、経営方針、問題点を取締役会及び経営会議において報告する。また、当社の監査室において、定期又は臨時にグループ各社の監査を実施し、経営会議及びグループ各社の関係部署に報告する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員が必要とした場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査室員を監査等委員の補助すべき使用人として指名することができる。当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

⑦ 監査等委員会に報告するための体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、不正行為や重要な法令違反並びに定款違反行為、その他重要な事項等を監査等委員に報告するものとする。また、監査等委員は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができるものとする。監査等委員は、会計監査人及び監査室と情報交換に努め、連携して当社

及び当社グループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法及びその他の関係法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われるために、関連諸規程を整備すると共に、内部統制の体制整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性を確保する。

⑨ 反社会勢力排除に向けた体制

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関わりを持たず、不当要求等に対しては明確に拒絶すると共に、警察、弁護士等の外部専門機関との連携を図り厳格に対処する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会の監督機能の強化 ・ 社外取締役の活用による経営の透明性の確保及び効率化を進めております。また、当社は、取締役会において経営上のリスクの検討を行い、必要に応じて社内組織、業務及び諸規程等を見直し、その実効性を向上させております。

なお、業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会を13回開催し、社外取締役を含む各取締役は、法令又は定款等に定められた事項及び経営上重要な事項について審議を行っております。また、他に取締役会決議があったとみなす書面決議が3回ありました。
- ② 監査等委員会を12回開催し、社外監査等委員を含む各監査等委員は、監査方針、監査計画に基づき、取締役会への出席や業務執行に関する重要な文書の閲覧等を通じて取締役の業務執行、法令及び定款等の遵守状況について監査を行っております。
- ③ 監査室は、年度監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び監査等委員に報告しております。
- ④ 経営会議を毎週水曜日に開催し、当社の常勤役員は、経営上重要な事項について審議を行っております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,385,940	流 動 負 債	15,765,631
現金及び預金	4,044,812	買掛金	4,196,611
売掛金	1,501,174	短期借入金	7,780,000
商貯蔵品	10,474,812	一年内償還予定の社債	60,000
未収金	16,153	一年内返済予定の長期借入金	984,308
貸倒引当金	548,186	リース債務	249,316
	805,817	未払金	356,947
	△5,015	未払費用	1,229,655
		未払法人税等	160,697
		未払消費税等	137,290
		賞与引当金	175,716
		その他	435,087
固 定 資 産	9,862,192		
有形固定資産	4,409,951	固 定 負 債	4,482,431
建物及び構築物	2,507,054	社債	130,000
土地	1,098,385	長期借入金	1,736,962
リース資産	208,879	リース債務	497,076
その他	595,632	退職給付に係る負債	527,395
無形固定資産	266,696	預り保証金	419,867
のれん	45,477	資産除去債務	800,193
その他	221,219	その他	370,936
投資その他の資産	5,185,544	負 債 合 計	20,248,063
投資有価証券	4,923	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	4,279,133	株主資本	6,590,372
繰延税金資産	452,406	資本剰余金	3,185,550
その他	532,542	資本剰余金	3,298,885
貸倒引当金	△83,461	利益剰余金	110,047
		自己株式	△4,112
		その他の包括利益累計額	73,069
		その他有価証券評価差額金	122
		退職給付に係る調整累計額	72,946
		非支配株主持分	336,628
資 産 合 計	27,248,133	純 資 産 合 計	7,000,070
		負債及び純資産合計	27,248,133

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売上	高価		61,207,912
売上	原価		38,574,850
売上	総利		22,633,061
販売費及び一般管理費			21,355,402
営業	業利		1,277,658
営業	外収		182,468
受取利息及び受取配当金			25,899
資産除売却益			30,991
投資有価証券売却益			1,673
その他			123,904
営業	外費用		154,070
支払利息			129,254
投資有価証券売却損			369
その他			24,446
経常	利		1,306,056
特別	利		50,389
固定資産売却益			44,389
店舗譲渡益			6,000
特別	損		295,207
固定資産除却損			5,574
減価償却損			257,059
貸借契約解約損			29,134
その他			3,439
税金等調整前当期純	利益		1,061,238
法人税、住民税及び事業税			165,219
法人税等調整額			△155,047
当期純	利益		1,051,065
非支配株主に帰属する当期純	利益		72,495
親会社株主に帰属する当期純	利益		978,570

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

（ 2019 年 4 月 1 日から
2020 年 3 月31日まで）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019 年 4 月 1 日 残 高	3,185,550	3,298,885	△868,522	△3,901	5,612,012
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			978,570		978,570
自 己 株 式 の 取 得				△210	△210
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	978,570	△210	978,360
2020 年 3 月 31 日 残 高	3,185,550	3,298,885	110,047	△4,112	6,590,372

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
2019 年 4 月 1 日 残 高	450	111,578	112,028	264,133	5,988,174
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益					978,570
自 己 株 式 の 取 得					△210
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△327	△38,631	△38,959	72,495	33,535
連結会計年度中の変動額合計	△327	△38,631	△38,959	72,495	1,011,895
2020 年 3 月 31 日 残 高	122	72,946	73,069	336,628	7,000,070

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	(株)ワンダーネット
	(株)V i d a w a y
	(株)テトラフィット
	(株)Tポイントパートナーズつくば

株式会社ニューウェイブファシリティーズは、株式会社テトラフィットに商号変更しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

其他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商 品……………移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

- (リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|---------|-------|
| 建物及び構築物 | 3～47年 |
| その他 | 2～15年 |
- ロ. 無形固定資産……………定額法
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、このうち、リース取引開始日が2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジの方法……………金利スワップについては、特例処理の要件を満たすものについては特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象…………ヘッジ手段
デリバティブ取引（金利スワップ）
ヘッジ対象
借入金の利息
- ハ. ヘッジ方針……………借入金の金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法……………金利スワップは特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法……数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

5年～7年間で均等償却しております。但し、金額が僅少なものについては発生年度に一括償却しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理………消費税等の会計処理については、税抜方式を採用しており、控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、政府・自治体からの自粛要請により、店舗の営業時間の短縮や休業を余儀なくされるなど厳しい状態が続いており、国内での個人消費低迷及び来店客の減少等が想定され、営業時間の短縮や休業の期間等が、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を与えると見込まれます。

連結計算書類の作成にあたりましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、翌連結会計年度の売上高への影響が6月頃まで継続するものの、7月以降は徐々に回復するものと仮定した上で、減損損失や繰延税金資産等の会計上の見積りを行っております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

流動資産その他	89,158千円
建物及び構築物	218,152千円
有形固定資産その他	49,558千円
土地	920,000千円
敷金及び保証金	84,000千円
計	1,360,868千円

② 担保に係る債務

長期借入金	947,944千円
(一年内返済予定の長期借入金を含む)	
計	947,944千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

18,119,940千円

(3) 極度貸付約定契約

当社は、RIZAPグループ株式会社に対し極度貸付約定契約を締結しております。当該契約に係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

極度貸付約定額	1,000,000千円
貸付実行残高	－千円
差引額	1,000,000千円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
群馬県 高崎市他	店舗資産等	建物及び構築物、リース資産、ソフトウェア等

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。当連結会計年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の店舗資産については、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額が全額回収できる可能性が低いと判断し、各資産グループの帳簿価額を回収可能な価額まで減額し、257,059千円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物185,318千円、リース資産4,844千円、有形固定資産その他62,801千円、ソフトウェア3,389千円、投資その他の資産その他706千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額の算定にあたっては、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため回収可能価額を零として評価しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式（株）	7,559,184	－	－	7,559,184

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式（株）	3,581	275	－	3,856

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に基づき、必要な資金を主として銀行借入により調達しております。また資産の運用については、短期的な預金等安全性の高い金融資産にて行っており、デリバティブは、金利変動リスクを回避するための利用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金、未収入金は取引先の信用リスクにさらされております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

敷金及び保証金は、主に店舗賃借に係るものであり、取引先の信用リスクにさらされております。

買掛金は、ほぼ2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としており、変動金利による借入は、金利の変動リスクにさらされております。

リース債務は、建物リース料及び設備投資に係る資金調達を目的にしたものであり、償還期間は5年から20年となっております。

預り保証金は、主にF C契約に伴う営業保証金及び賃貸契約に伴う敷金保証金であります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注) 2. 参照)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現 金 及 び 預 金	4,044,812	4,044,812	－
② 売 掛 金	1,501,174	1,501,174	－
③ 未 収 入 金	548,186	548,186	－
④ 投 資 有 価 証 券	945	945	－
⑤ 敷 金 及 び 保 証 金	2,751,928	2,800,336	48,408
資 産 計	8,847,046	8,895,454	48,408
⑥ 買 掛 金	4,196,611	4,196,611	－
⑦ 短 期 借 入 金	7,780,000	7,780,000	－
⑧ 社 債 (※)	190,000	188,440	△1,559
⑨ 長 期 借 入 金 (※)	2,721,270	2,725,350	4,079
⑩ リ ー ス 債 務 (※)	746,393	826,477	80,084
⑪ 預 り 保 証 金	359,867	359,973	105
負 債 計	15,994,142	16,076,853	82,710

(※) 社債、長期借入金及びリース債務は1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及びリース債務（流動負債）を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 売掛金、③ 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

⑤ 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積りを行った返還予定等に基づき、国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

⑥ 買掛金、⑦ 短期借入金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑧ 社債、⑨ 長期借入金、⑩ リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

なお、変動利率の借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象となっているものについては、当該金利スワップと一体として処理しており、それ以外のものについては時価は帳簿価額とほぼ等しいとして当該帳簿価額によっております。

⑪ 預り保証金

預り保証金のうち、敷金及び保証金については返還予定等に基づき、国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記⑨参照)

- (注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額3,978千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④ 投資有価証券」には含めておりません。

敷金のうち一部(連結貸借対照表計上額1,740,214千円)については、返還時期の見積りができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑤ 敷金及び保証金」には含めておりません。

F C営業保証金(連結貸借対照表計上額60,000千円)については、返還時期の見積りができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑪ 預り保証金」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	881円95銭
(2) 1株当たり当期純利益	129円52銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月4日

株式会社ワンダーコーポレーション
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 泉 淳 一 ㊞

公認会計士 上 西 貴 之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワンダーコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワンダーコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	13,904,637	流動負債	12,985,174
現金及び預金	3,038,857	買掛金	3,223,913
売掛金	1,266,588	短期借入金	7,280,000
商品	8,482,559	一年内返済予定の長期借入金	328,132
貯蔵品	15,823	リース債務	237,821
前払費用	26,197	未払金	74,591
前払の引当金	239,618	未払費用	1,076,551
貸倒引当金	840,008	未払法人税等	139,552
	△5,015	前受り金	70,686
		預り金	342,191
		賞与引当金	133,900
		その他	77,832
固定資産	9,199,886		
有形固定資産	3,713,582	固定負債	3,399,302
建物	1,856,863	長期借入金	896,012
構築物	164,337	リース債務	398,706
車両運搬具	434	退職給付引当金	600,341
器具備品	321,109	資産除去債務	773,248
土地	1,098,385	その他	730,993
建物	113,740		
建設仮勘定	158,712	負債合計	16,384,477
無形固定資産	213,463	純資産の部	
ソフトウェア	108,361	株主資本	6,719,944
その他	105,101	資本	3,185,550
投資その他の資産	5,272,841	資本剰余金	3,284,409
関係会社株式	1,054,600	資本準備金	3,187,443
長期前払費用	259,727	その他資本剰余金	96,965
敷金及び保証金	3,440,002	利益剰余金	254,096
長期貸付金	52,470	利益準備金	3,330
破産更生債権等	99,257	その他利益剰余金	250,766
繰延税金資産	393,581	固定資産圧縮積立金	3,647
貸倒引当金	56,663	別途積立金	2,600,000
	△83,461	繰越利益剰余金	△2,352,881
		自己株式	△4,112
		評価・換算差額等	103
		その他有価証券評価差額金	103
		純資産合計	6,720,047
資産合計	23,104,524	負債及び純資産合計	23,104,524

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上	高	47,403,364
売	上	原	30,932,945
売	上	総	16,470,419
販	売	費	15,364,533
販	売	費	15,364,533
営	業	利	1,105,885
営	業	外	510,003
受	取	利	322,591
取	利	息	30,991
資	産	除	156,420
そ	の	の	121,123
営	業	外	121,123
支	払	利	98,403
そ	の	息	22,719
経	常	利	1,494,765
特	別	利	44,389
固	定	資	44,389
特	別	損	281,246
固	定	資	200
固	定	資	6,174
減	損	損	245,737
賃	貸	借	29,134
契	約	解	29,134
税	引	前	1,257,908
法	人	税	114,220
法	人	税	△124,865
当	期	純	1,268,554
期	純	利	1,268,554

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2019 年 4 月 1 日から)
(2020 年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2019 年 4 月 1 日 残 高	3,185,550	3,187,443	96,965	3,284,409
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
2020 年 3 月 31 日 残 高	3,185,550	3,187,443	96,965	3,284,409

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金計 合		
		固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2019 年 4 月 1 日 残 高	3,330	4,767	2,600,000	△3,622,555	△1,014,458	△3,901	5,451,600
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
固定資産圧縮積立金の取崩		△1,119		1,119	－		－
当 期 純 利 益				1,268,554	1,268,554		1,268,554
自 己 株 式 の 取 得						△210	△210
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	－	△1,119	－	1,269,674	1,268,554	△210	1,268,343
2020 年 3 月 31 日 残 高	3,330	3,647	2,600,000	△2,352,881	254,096	△4,112	6,719,944

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019 年 4 月 1 日 残 高	299	299	5,451,899
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩			—
当 期 純 利 益			1,268,554
自 己 株 式 の 取 得			△210
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△195	△195	△195
事業年度中の変動額合計	△195	△195	1,268,147
2020 年 3 月 31 日 残 高	103	103	6,720,047

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品……………移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法を採用しております。
（リース資産を除く）
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建物及び構築物 3～35年
 - その他 2～20年
- ② 無形固定資産……………定額法
（リース資産を除く）
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、このうち、リース取引開始日が2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年～10年）による定額法により発生 of 翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジの方法……………金利スワップについては特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段
デリバティブ取引（金利スワップ）
ヘッジ対象
借入金の利息
- ③ ヘッジ方針……………借入金の金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……………金利スワップは特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
- ② 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、政府・自治体からの自粛要請により、店舗の営業時間の短縮や休業を余儀なくされるなど厳しい状態が続いており、国内での個人消費低迷及び来店客の減少等が想定され、営業時間の短縮や休業の期間等が、翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を与えると見込まれます。

計算書類の作成にあたりましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、翌事業年度の売上高への影響が6月頃まで継続するものの、7月以降は徐々に回復するものと仮定した上で、減損損失や繰延税金資産等の会計上の見積りを行っております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	14,597,505千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	60,480千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	83,025千円
(4) 関係会社に対する長期金銭債務	12,000千円
(5) 取締役に対する長期金銭債務	2,860千円
(6) 担保に供している資産及び担保に係る債務	

① 担保に供している資産

流動資産その他	89,158千円
建物	218,152千円
器具備品	49,558千円
土地	920,000千円
敷金及び保証金	84,000千円
計	1,360,868千円

② 担保に係る債務

長期借入金	947,944千円
(一年内返済予定の長期借入金を含む)	
計	947,944千円

(7) 極度貸付約定契約

当社は、RIZAPグループ株式会社に対し極度貸付約定契約を締結しております。当該契約に係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

極度貸付約定額	1,000,000千円
貸付実行残高	－千円
差引額	1,000,000千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引

売上高	156,872千円
仕入高	81,378千円
販売費及び一般管理費	92,411千円

② 営業取引以外の取引高

受取配当金	300,000千円
その他（営業外収益）	42,798千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
群馬県 高崎市他	店舗資産等	建物、構築物、器具備品、リース資産、ソフトウェア、長期前払費用等

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。当事業年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の店舗資産については、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額が全額回収できる可能性が低いと判断し、各資産グループの帳簿価額を回収可能な価額まで減額し、245,737千円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物176,632千円、構築物4,668千円、器具備品56,042千円、リース資産4,844千円、ソフトウェア3,389千円、長期前払費用161千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額の算定にあたっては、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため回収可能価額を零として評価しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,856株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、たな卸資産評価損、減損損失、賞与引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対応する除去費用等であります。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っており、その内容は次のとおりであります。

- (1) 事業年度の末日における取得原価相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
建 物	2,285,774	1,255,308	620,683	409,782
合 計	2,285,774	1,255,308	620,683	409,782

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額及びリース資産減損勘定期末残高
未経過リース料相当額

1 年 内	123,549千円
1 年 超	887,446千円
合 計	1,010,996千円

リース資産減損勘定期末残高 346,465千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等 の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社	RIZAP グループ(株)	被所有 直接75.5%	当社への出資 役員の兼任	極度貸付約定 契約 (注)	貸越限度 1,000,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 極度貸付約定契約については、貸出利率は一般的取引条件と同様に決定しており、返済条件は極度貸付約定契約期間1年・任意返済としております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 889円44銭
(2) 1株当たり当期純利益 167円90銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月4日

株式会社ワンダーコーポレーション
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 泉 淳 一 ㊞

公認会計士 上 西 貴 之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワンダーコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月5日

株式会社ワンダーコーポレーション監査等委員会

常勤監査等委員 塚 田 英 雄 ㊞

監 査 等 委 員 大 塚 一 暁 ㊞

監 査 等 委 員 小 島 茂 ㊞

(注) 監査等委員 大塚 一暁及び小島 茂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

事 業 報 告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善により、緩やかな回復基調で推移していたものの、消費増税に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界経済の減速を背景とした景況感の悪化が続き、国内景気は東京オリンピック延期も含め先行き不透明な状態が続いております。

小売業界におきましては、企業間の業態を越えた販売競争の激化に加え、慢性的な労働力不足や新型コロナウイルスによる影響等、依然として厳しい環境で推移いたしました。また、暖冬の影響を大きく受けることとなりました。

このような経営環境のなかで当社は、『価値の追求』『選択と集中』をキーワードに構造改革を推進してまいりました。お客様にわかりやすい価値を追求し、わかりやすく伝えていくために商品価値向上と価値訴求の強化を行ってまいりました。また、前期より推進しております取扱い商品数の絞り込みによる戦略商品の販売促進の集中を継続して行うことで、PB商品の売上構成比が増加し原価率の改善を図ることで利益を確保してまいりましたが、暖冬によりメイン商材である冬物が伸び悩み、さらに新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛により売上高は減少となりました。

利益面では、構造改革推進が奏功し、粗利益率が前年に比べ3.0%の改善となったものの、売上高減少に伴う粗利益の減少を補えず、営業利益は前年と比べ大きく下回りました。

当期の出退店の状況は、短期契約である催事店舗も含めて「HAPiNS」ブランドで直営店6店舗、FC店1店舗出店いたしました。また、「HAPiNS」ブランドで直営店14店舗、FC店3店舗閉店いたしました。「PASSPORT」ブランドで直営店4店舗、FC店が2店舗閉店いたしました。さらに、直営店2店舗の改装を実施しております。その結果、当期末の店舗数（短期契約を含む）は、直営店が151店舗、FC店舗が10店舗の計161店舗となっております。

これらの結果、当期の売上高は8,324百万円と前年同期と比べ1,381百万円（14.2%）の減収、営業利益は12百万円と前年同期と比べ120百万円（90.6%）の減益、経常損失は25百万円と前年同期と比べ90百万円（前年同期は経常利益64百万円）の減益、当期純損失は341百万円と前年同期と比べ284百万円の減益となりました。

なお、期末配当につきましては、業績、財政状態と今後の経営環境を総合的に勘案し、無配とさせていただくことについて、株主の皆様には誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げます。

(2) 部門別売上高

部 門 \ 期 別	当 期 (第52期)		前 期 (第51期)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
リ ビ ン グ グ ッ ズ	百万円 324	% 3.9	百万円 472	% 4.9
ダ イ ニ ン グ グ ッ ズ	784	9.4	1,050	10.8
ラ イ フ フ ァ ブ リ ッ ク ス	4,598	55.2	5,622	57.9
バ ラ エ テ ィ グ ッ ズ	2,474	29.7	2,301	23.7
直 営 店 小 売 計	8,181	98.3	9,446	97.3
フランチャイズ等卸売他	142	1.7	259	2.7
合 計	8,324	100.0	9,706	100.0

(注) 各部門に含まれる主な品種は以下のようになっております。

①リビンググッズ……………テーブル、座イス、フレーム、時計、収納、スツール等

②ダイニンググッズ……………マグカップ、ボトル、カトラリー、和洋食器、はし、弁当箱、エプロン等

③ライフファブリックス………マット、クッション、カバーリング、パジャマ、ルームウェア
タオル、寝具類等

④バラエティグッズ……………ぬいぐるみ、ステーションナリー、携帯アクセサリ等

⑤フランチャイズ等卸売他…フランチャイズ店等へ商品及び用度品の卸売りとロイヤリティ等

(3) 設備投資等の状況

当期における新規開設店舗（直営店 6 店舗、フランチャイズ店 1 店舗）は次のとおりであります。

地 区 別	店舗数	直 営 店	フランチャイズ店
関 東	4	北 千 住 マ ル イ 店 荻 窪 タ ウ ン セ ブ ン 店 南町田グランベリーパーク店	WonderG00 富 岡 店
中 部 ・ 東 海	1	イ オ ン モ ー ル 東 浦 店	
近 畿	1	カ ナ ー ト モ ー ル 和 泉 府 中 店	
九 州	1	サ ク ラ マ チ 熊 本 店	

(注) 1. 上記店舗数には短期契約である催事店舗を含んでおります。

2. これらの店舗の新設、既存店の改装等に伴う当期総投資額は294百万円であります。

なお、当期中に閉鎖した店舗（直営店18店舗、フランチャイズ店 5 店舗）は次のとおりであります。

地 区 別	店舗数	直 営 店	フランチャイズ店
関 東	12	公津の杜ユアエルム店 ららぽーと新三郷店 宇都宮パセオ店 イオン茅ヶ崎中央店 小田急相模原店 モザイクモール港北店 マルイシティ横浜店 荻窪タウンセブン店 八王子OPA店	Wonder G00 旭 店 Wonder G00 入 間 店 Wonder G00 加 須 店
中 部 ・ 東 海	4	マ ー ク イ ズ 静 岡 店 イオンモール東員店 ヨシヅヤ太平通り店	小 牧 ア ピ タ 店
近 畿	4	カ ナ ー ト 洛 北 店 奈 良 ミ ・ ナ ー ラ 店 京 都 MOMO テ ラ ス 店	淡路ベイプラザアルクリオ店
中 国 ・ 四 国	2	ゆ め タ ウ ン 呉 店 さ ん す て 岡 山 店	
九 州	1	イオンモール鹿児島店	

（注） 上記店舗数には短期契約である催事店舗を含んでおります。

(4) 資金調達の状況

当期は、金融機関より長期借入金50百万円の調達を行いました。

(5) 対処すべき課題

「H A P i N S (ハピNZ)」ブランドのイメージを構築し、オリジナルの新商品や新しい品揃えで他の雑貨専門店との差別化を行い、既存店舗の事業再構築に取り組んでまいります。また、『価値の追求』『選択と集中』をキーワードに構造改革を推進することで収益性の向上を図ります。今後の成長性を確保するために、以下の内容に対処すべき課題としてとらえ、その対応に取り組んでまいります。

①構造改革の実現

・『価値の追求へ』

お客様にわかりやすい価値を追求し、わかりやすく伝えていくために商品価値向上と価値訴求の強化をしてまいります。

・『選択と集中』

取扱商品数を絞り込み、戦略商品の販売促進の集中を行うことで競合店との差別化及び原価率の改善を図ってまいります。

②非対面ビジネスの最大化

近年の天候不順や環境変化等に左右されにくいマーケットとして、ECの強化、最大化に注力してまいります。また、同様に海外の販路拡大のため、越境ECを推進してまいります。

③販売費及び一般管理費の削減

コスト構造の改善として、販売費及び一般管理費の見直しを行い、利益体質の強化に努めてまいります。

i. 物流関連コストの削減

店舗配送や倉庫内作業費等物流関連コストの削減に取り組んでまいります。

ii. 店舗家賃の削減

新規出店店舗及び既存店の条件交渉を実施することで店舗家賃の削減に取り組んでまいります。

iii. 人件費の削減

組織や人員配置の適正な見直しを実施することで人件費の削減に取り組んでまいります。

(継続企業の前提に関する重要事象等を改善・解消するための対応策)

当社は、前期においては、営業利益及び経常利益を計上しておりますが、当期純損失を計上しており、当期においても経常損失及び当期純損失を計上したことから、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を改善・解消すべく、2018年8月1日に商号を「株式会社H A P i N S」に変更し、メインブランドである「HAPiNS」の業態を主軸に、新規出店及び既存店の内装・外観の見直しといったブラッシュアップ、自社オリジナル商品の強化によるブランド力向上に取り組んでおります。

商品におきましては、商品構成の見直し、取扱い商品数の絞り込みによる戦略商品の販売を強化することで粗利益率のさらなる改善に取り組んでおります。また、取扱い商品数が絞りこまれることで、商品補充や在庫管理等、店舗オペレーションの効率化を進めております。

しかしながら、2020年2月より顕著となった新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、その収束時期や収束後の消費活動の見通し等が不透明であります。当社はこの状況下において、実店舗でのお客様と従業員の安全対策を講じるとともに、非対面ビジネスであるオンラインショップへの注力を行い、売上の最大化と収益改善に努めてまいります。

資金面に関しましては、運転資金の調達など取引金融機関からの継続的な支援協力を得ております。また、2020年4月7日に発令された政府の緊急事態宣言及びそれに伴う一部地方自治体の要請等による店舗の休業や営業時間の短縮などで大幅な減収となる可能性があることを想定し、取引金融機関と当座貸越契約等の締結や長期借入金等による調達をしており、加えて納税猶予制度、社会保険料等の納付猶予制度の活用、その他の費用削減等の施策を行うなど、今後とも資金調達や資金繰りの安定化に努めてまいります。

上記施策や5月25日の緊急事態宣言解除後の売上高の回復状況を踏まえ、慎重に検討を行った結果、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消できると考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

株主の皆様には、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 49 期 (2017年3月期)	第 50 期 (2018年3月期)	第 51 期 (2019年3月期)	第52期(当期) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	10,215	8,778	9,706	8,324
経 常 利 益 また は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△622	127	64	△25
当期純利益または 当期純損失(△) (百万円)	△849	29	△57	△341
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△) (円)	△66.89	1.99	△3.89	△23.14
総 資 産 (百万円)	4,531	5,382	5,905	4,621
純 資 産 (百万円)	763	785	728	385

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第49期につきましては、事業年度の変更に伴い、2016年3月1日から2017年3月31日までの13か月間となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

i) 親会社との関係

当社の親会社はRIZAPグループ株式会社であり、当社の普通株式を10,403,000株（持株比率70.38%）を保有しております。当社は親会社より役員の兼務等の関係があります。

ii) 親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ. 取引に当って当社の利益を害さないように留意した項目

当社は、親会社との取引に関して、当社の利益を害さないよう、市場実勢価格や市場金利等を勘案して親会社と価格交渉を行い、取引条件等を決定し、適正な取引条件の実現を図っています。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記の対応によって適正な取引実現のために必要な措置が講じられているものと判断しています。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社は、駅ビル・ショッピングセンターを中心としたテナント出店及び路面店を展開し、インテリア雑貨（テーブル、座イス、フレーム、時計、収納、スツール等）、生活雑貨（マグカップ、ボトル、和洋食器、弁当箱、エプロン、マット、カバーリング、パジャマ、ルームウェア、タオル等）を中心に各種雑貨商品を直営店舗で販売する小売専門店及び当社とフランチャイズ契約を締結した加盟店に、同商品を卸売りするフランチャイズ事業を営んでおります。

(9) 営 業 所

① 本 店 東京都品川区西五反田 7 丁目22番17号

② 営 業 店 直 営 店 151店舗

フランチャイズ店 10店舗

合 計 161店舗

地 区 別	店 舗 数	直 営 店	フランチャイズ店
北海道・東北	8	北海道 (1) 青森県 (1) 宮城県 (3) 福島県 (3)	
関東	65	栃木県 (3) 群馬県 (3) 茨城県 (5) 埼玉県 (8) 千葉県 (9) 東京都 (21) 神奈川県 (13)	群馬県 (1) 茨城県 (1) 埼玉県 (1)
中部・東海	26	新潟県 (2) 富山県 (1) 長野県 (2) 山梨県 (1) 岐阜県 (2) 静岡県 (7) 愛知県 (2) 三重県 (3) 石川県 (3)	愛知県 (3)
近畿	22	滋賀県 (3) 京都府 (2) 大阪府 (9) 兵庫県 (7) 奈良県 (1)	

地 区 別	店 舗 数	直 営 店	フランチャイズ店
中 国 ・ 四 国	18	岡 山 県 (3) 広 島 県 (6) 山 口 県 (1) 徳 島 県 (2) 香 川 県 (4) 愛 媛 県 (1) 高 知 県 (1)	
九 州	22	福 岡 県 (8) 長 崎 県 (3) 佐 賀 県 (1) 大 分 県 (1) 熊 本 県 (3) 宮 崎 県 (2)	大 分 県 (4)
合 計	161	151	10

(注) 上記店舗数には短期契約である催事店舗を含んでおります。

(10) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 子	16名	9(減)名	43.6歳	13.2年
女 子	121	3(減)	39.6	14.9
合 計 また は 平 均	137	12(減)	40.1	14.7

- (注) 1. 上記従業員数には社外から当社への出向者4名が含まれております。
2. 上記従業員数には臨時従業員（アルバイト・パートタイマー）を含んでおりません。
なお、臨時従業員は500名（月165時間換算）であります。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	780
株 式 会 社 横 浜 銀 行	624
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	199
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	230

百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数19,420,000株
- (2) 発行済株式の総数15,000,000株
- (3) 株主数5,681名
- (4) 大株主

株主名	株式数	持株比率
	千株	%
RIZAP グループ株式会社	10,403	70.38
株式会社パスポートライフ	1,000	6.77
株式会社みずほ銀行	60	0.41
水野由美子	53	0.36
大竹秀達	53	0.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	40	0.27
竹内謙一	40	0.27
広瀬薫	34	0.24
水野周子	32	0.22
株式会社ダイゴ・クリエイト	31	0.21

（注） 持株比率は自己株式（219,026株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	柘 植 圭 介	営業部長兼商品部長兼店舗開発統括部長
取 締 役	島 田 直 昭	経理財務部長
取 締 役	塩 塚 哲 也	管理部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	田 中 弘 之	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 島 茂	有限会社ブラン・ドゥ・シー代表取締役 ヒューマンテラス株式会社取締役 株式会社ウィル取締役 堀田丸正株式会社社外取締役 株式会社ワンダーコーポレーション社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 川 誠 志	RIZAPグループ株式会社

- (注) 1. 2019年6月20日開催の第51回定時株主総会において、松川誠志氏は監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。
2. 加藤健生氏は、2019年6月20日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査等委員である取締役を退任いたしました。
3. 社外取締役田中弘之及び小島茂の両氏と当社との間には、特別の関係はありません。
4. 取締役田中弘之及び小島茂の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、両氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、田中弘之氏を常勤の監査等委員に選定しております。
6. 監査等委員小島茂氏は、社会保険労務士の資格を有しております。
7. 監査等委員松川誠志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額
取締役 (監査等委員を除く)	3名	30,000千円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	2名 (2名)	7,500千円 (7,500千円)
合計	5名	37,500千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 期末現在の人員数は、取締役(監査等委員を除く)3名、取締役(監査等委員)3名であります。なお、上記の支給人数との相違は、無報酬の取締役(監査等委員)がのべ2名存在していることによるものであります。

(4) 社外取締役(監査等委員)に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役(監査等委員)小島茂氏は、株式会社ワンダーコーポレーションの社外取締役(監査等委員)を兼職しており、当社は同社との間にフランチャイズ契約に基づく商品供給取引の関係があります。

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (常勤監査等委員)	田中弘之	当期開催の取締役会には、17回中17回、また監査等委員会13回中13回に出席し、主に企業経営に関する豊富な知識・見地から適宜発言を行なっております。
社外取締役 (監査等委員)	小島茂	当期開催の取締役会には、17回中16回、また監査等委員会13回中12回に出席し、主に社会保険労務士としての豊富な知識・見地から法令を踏まえた客観的視点で適宜発言を行なっております。

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が田中弘之氏4回、小島茂氏4回ありました。

③ 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額につきましては、「(3) 取締役の報酬等の総額」に記載のとおりであります。

④ 親会社等または親会社等の子会社から当期において役員として受けた報酬等の総額

当期において、社外取締役(監査等委員)が、役員を兼任する親会社等または親会社等の子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は3,600千円であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当期に係る会計監査人としての報酬等の額	20百万円
2. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注)1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適確性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。なお、当社は2017年6月22日付で監査等委員会設置会社へ移行したことから、内部統制システム構築の基本方針を改定しております。改定後の決議内容の概要は以下のとおりであります。

(2) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、経営理念に基づき「コンプライアンス基本方針」を制定し、法令・定款・社内規程を遵守することを徹底する。
- 2) 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めることにより、その実効性を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」及び「秘密情報管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
- 2) 取締役及び監査等委員である取締役は、必要ある場合はこの規程に基づき、文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスクマネジメントの確立に向けて、当社をとりまくリスクを想定し、リスクの予防及び危機発生時の迅速、的確な対応ができる組織、体制、規程等を整備する。
- 2) 新たに生じたリスクもしくは重大なリスクが予見された場合は、取締役会において速やかに担当取締役を選任し、対応責任者として必要な対策を講じる。
- 3) 組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応については、管理部を主管部門とする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- 1) 取締役会は経営方針を機軸に年度計画及び中期経営計画を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行なう。
また、目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期の業績管理を行なう。
- 2) 取締役会規程により定められている事項及び付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。
- 3) 取締役会機能をより強化し、経営効率を向上させるため、取締役（監査等委員である取締役を除く）・常勤の監査等委員である取締役・その他検討事項に応じて責任者等が出席する経営会議を毎週1回開催することにより、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し、慎重な意思決定を行なう。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 使用人が法令・定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範となる「コンプライアンス基本方針」を制定し、コンプライアンスの強化のための指針とする。
- 2) 内部監査室はコンプライアンスの状況を定期的に監査し、経営会議、取締役会（監査等委員である取締役含む。）に報告する。
- 3) 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見し、それを告発しても、不利益な扱いを受けない内部通報制度を構築する。

⑥ 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査等委員である取締役は、内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとする。
- 2) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員である取締役と協議のうえ指名することができる。
- 3) 指名された使用人への指揮権は監査等委員である取締役に移譲されたものとし、他の取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

- 1) 代表取締役、担当取締役は、取締役会、経営会議等の会議において、担当業務の執行状況を随時報告する。
- 2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、監査等委員である取締役に速やかに報告する。

また、内部監査の実施状況、内部通報による通報状況についても適宜報告する。

⑧ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- 1) 監査等委員である取締役全員によって構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役及び監査等委員会は代表取締役との間で定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行なう。
- 2) 監査等委員である取締役は、内部監査室による内部監査の実施計画について事前に説明を受け、調査等を求めることができる。監査等委員である取締役は必要に応じ内部監査室と連携・情報交換して職務に当たると共に、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報交換を行ない、効率的な監査を実施する。
- 3) 監査等委員である取締役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。

⑨ 反社会的勢力の排除に向けた体制

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めることを基本方針とする。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

i) 社内規則の整備状況

反社会的勢力との対応を「コンプライアンス基本方針」に基づく「行動基準」に定める。

ii) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

管理部を反社会的勢力対応の総括部署として、事案により関係する部署が窓口となり対応するものとする。

iii) 外部の専門機関との連携状況

定期的な警察署への訪問・連絡等を行ない、緊急時における警察への通報、弁護士等への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携を図ることで反社会的勢力対応を行なう。更に、「特殊暴力防止対策連合会」等に加盟し、不当要求等への対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を行ない、万々に備えた体制強化を図る。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、会計監査人を設置し、「財務報告の基本方針」に基づき金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行なう。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づいた運用状況の概況は、以下のとおりであります。

(1) 主な会議の開催状況として、取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査等委員会は13回、経営会議は51回開催いたしました。上記のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(2) 監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画等に基づき、常勤の監査等委員は重要な会議に出席するほか、内部監査部門を通じて各部門に対してヒアリング・調査を行い、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査・監督しております。

さらに、監査等委員会は、会計監査人と監査前に監査方針・監査計画並びに日程等について意見交換を行うほか、必要に応じて監査計画の進捗状況、監査実施上の問題点などについても情報交換を行い、会計監査人と相互連携を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び数量については、表示単位未満の端数を切り捨て、比率及び1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、小数点第2位未満を四捨五入しております。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,143,267	流 動 負 債	2,749,690
現 金 及 び 預 金	452,652	支 払 手 形	75,520
売 掛 金	342,414	電 子 記 録 債 務	405,604
商 品	1,268,376	買 掛 金	141,096
未 着 商 品	14,744	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	30,000
貯 蔵 品	15,335	短 期 借 入 金	1,255,832
前 払 費 用	38,713	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	346,040
未 収 入 金	7,645	リ ー ス 債 務	70,533
そ の 他	3,386	未 払 金	70,002
固 定 資 産	2,478,197	1 年 内 支 払 予 定 の 長 期 未 払 金	28,951
有 形 固 定 資 産	1,196,240	未 払 費 用	202,080
建 物	849,691	未 払 法 人 税 等	30,444
工 具、器 具 及 び 備 品	330,995	未 払 消 費 税 等	56,494
土 地	15,554	預 り 金	8,164
無 形 固 定 資 産	55,720	賞 与 引 当 金	17,636
ソ フ ト ウ エ ア	46,104	資 産 除 去 債 務	8,989
電 話 加 入 権	9,616	そ の 他	2,300
投 資 そ の 他 の 資 産	1,226,236	固 定 負 債	1,485,955
投 資 有 価 証 券	988	社 債	60,000
出 資	100	長 期 借 入 金	662,380
長 期 前 払 費 用	131	リ ー ス 債 務	169,729
敷 金 及 び 保 証 金	1,225,016	長 期 未 払 金	60,712
		繰 延 税 金 負 債	40,274
		退 職 給 付 引 当 金	231,899
		資 産 除 去 債 務	252,458
		長 期 預 り 保 証 金	8,500
		負 債 合 計	4,235,646
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	385,721
		資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	716,354
		資 本 準 備 金	716,354
		利 益 剰 余 金	△370,051
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△370,051
		繰 越 利 益 剰 余 金	△370,051
		自 己 株 式	△60,580
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	97
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	97
		純 資 産 合 計	385,819
資 産 合 計	4,621,465	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,621,465

損 益 計 算 書

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,324,337
売 上 原 価		3,634,395
売 上 総 利 益		4,689,941
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,677,461
営 業 利 益		12,480
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
受 取 配 当 金	61	
破 損 商 品 等 弁 償 金	382	
保 険 配 当 金	73	
雑 収 入	4,553	5,078
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	35,609	
社 債 利 息	458	
支 払 手 数 料	3,619	
為 替 差 損	3,530	
雑 損 失	68	43,286
経 常 損 失		25,727
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	233	
店 舗 閉 鎖 損 失	25,558	
減 損 損 失	276,004	301,796
税 引 前 当 期 純 損 失		327,524
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	30,000	
法 人 税 等 調 整 額	△15,565	14,434
当 期 純 損 失		341,958

株主資本等変動計算書

(自 2019年 4月 1日)
(至 2020年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	716,354	716,354
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	100,000	716,354	716,354

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	△28,093	△28,093	△60,580	727,680
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失	△341,958	△341,958		△341,958
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—		—
当 期 変 動 額 合 計	△341,958	△341,958	—	△341,958
当 期 末 残 高	△370,051	△370,051	△60,580	385,721

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	346	346	728,027
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失		—	△341,958
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△249	△249	△249
当 期 変 動 額 合 計	△249	△249	△342,207
当 期 末 残 高	97	97	385,819

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

商 品……………総平均法による原価法（収益性の低下に基づく
簿価切下げの方法）

未 着 商 品……………個別法による原価法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法による原価法

(2) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によって
おります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物……………10年～27年

工具、器具及び備品……………5年～8年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

(イ) リース資産以外の無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）
に基づく定額法を採用しております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額から特定退職金共済制度からの支給見込額を控除した額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類作成の基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費……………支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 追加情報

(遵守事項)

当社は、短期借入金のうち、動産担保融資契約に基づく660,000千円には遵守事項があり、その内容は次のとおりであります。

(1)各事業年度末時点での貸借対照表における純資産額を2009年2月期決算期末時点の金額の75%以上(761,568千円以上)に維持すること。

(2)各事業年度末時点での貸借対照表における棚卸資産の回転月数を2.0ヶ月以下に維持すること。

(3)各事業年度末時点での経常利益について、2期連続でマイナスとしないこと。

当期末においては、これらの遵守事項の一部に抵触いたしますが、取引銀行からは上記状況を認識いただいた上で、既存借入金の融資継続に応じていただいています。

(財務制限条項)

当社は、長期借入金のうち、シンジケートローン(コミットメント期間付タームローン)契約(期末残高484,500千円)には財務制限条項が付されております。その内容は次のとおりであります。

(1)2019年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2018年3月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

(2)2019年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常利益が2期連続して損失とならないようにすること。

当期末においては、これらの財務制限条項の一部に抵触いたしますが、取引銀行からは上記状況を認識いただいた上で、既存借入金の融資継続に応じていただいております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する可能性を考慮しつつ、少なくとも2020年夏頃までは売上高の減少などの影響は継続し、その後年度末にかけて緩やかに回復していくものと想定して、2020年5月25日の緊急事態宣言解除後の売上高の回復状況も踏まえながら、会計上の見積りを慎重に行い、減損損失の計上等の会計処理に反映しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、店舗の来店客数の減少や店舗の休業・営業時間の短縮等が発生したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いことから、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産及び担保付債務

(1)担保資産の内容及びその金額

建	物	24,993千円
土	地	15,554千円
敷金及び保証金		122,894千円
商	品	1,181,472千円
合	計	1,344,914千円

(2)担保に係る債務の金額

1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	267,157千円
短 期 借 入 金	855,832千円
長 期 借 入 金	481,260千円
合 計	1,604,249千円

担保に供している資産のうち、建物、土地には銀行取引に係る根抵当権
が、敷金及び保証金には銀行取引に係る根質権が設定されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,037,586千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権

売掛金 1,297千円

金銭債務

買掛金 5,004千円

未払金 2,175千円

(損益計算書に関する注記)

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額
売 上 原 価 11,017千円

2. 関係会社との取引高
売上高 32,720千円
販売費及び一般管理費 38,580千円

3. 減損損失
当期において、当社は以下のグループについて、減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	減損損失（千円）
3店舗 (北海道・宮城県・福島県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	25,877
19店舗 (栃木県・茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	105,103
7店舗 (石川県・静岡県・愛知県・三重県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	27,260
8店舗 (滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	53,675
8店舗 (岡山県・広島県・香川県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	42,760
4店舗 (福岡県・熊本県・宮崎県・鹿児島県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	21,326
計			276,004

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位としております。

店舗については、営業活動による収益が継続して損失となる店舗を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、店舗に係る回収可能価額は使用価値により算定しており、上記の店舗について将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零として評価しております。

その内訳は次のとおりであります。

建 物 264,162千円
工具、器具及び備品 11,842千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当 株 期 式 首 数	当 増 加 株 式 数	当 減 少 株 式 数	当 株 期 式 末 数	摘 要
発行済株式					
普通株式	15,000,000	—	—	15,000,000	
自己株式					
普通株式	219,026	—	—	219,026	

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	6,100千円
退職給付引当金	80,237千円
減損損失	81,156千円
商品評価損	3,810千円
資産除去債務	90,460千円
繰越欠損金	676,227千円
その他	2,162千円
繰延税金資産小計	940,155千円
評価性引当額	△940,155千円
繰延税金資産合計	—千円

繰延税金負債

資産除去債務に対する除去費用	△40,223千円
その他有価証券評価差額金	△51千円
繰延税金負債合計	△40,274千円
繰延税金資産の純額	△40,274千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、長期資金として銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により資金調達しております。また、設備資金としてリース及び割賦による資金調達を行っております。なお、当社はデリバティブ取引については、投機的な取引は行ないません。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務や短期借入金は、流動性リスクに晒されていますが、適時に資金収支の見込みを作成して管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	452,652	452,652	—
(2) 売掛金	342,414	342,414	—
(3) 未収入金	7,645	7,645	—
(4) 投資有価証券 其他有価証券	988	988	—
(5) 敷金及び保証金	1,225,016	1,227,330	2,313
資産計	2,028,717	2,031,031	2,313
(1) 支払手形	75,520	75,520	—
(2) 電子記録債務	405,604	405,604	—
(3) 買掛金	141,096	141,096	—
(4) 短期借入金	1,255,832	1,255,832	—
(5) 未払金	70,002	70,002	—
(6) 未払法人税等	30,444	30,444	—
(7) 未払消費税等	56,494	56,494	—
(8) 社債(*1)	90,000	90,962	962
(9) 長期借入金(*2)	1,008,420	1,008,978	558
(10) リース債務(*3)	240,263	240,526	263
(11) 長期未払金(*4)	89,664	89,766	101
負債計	3,463,342	3,465,227	1,885

(*1) 1年内償還予定の社債を含めております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) 1年以内のリース債務を含めております。

(*4) 1年内支払予定の長期未払金を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、貨幣の時間価値を反映した無リスクの利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、新規調達を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間内で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規にリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) 長期未払金

長期未払金の時価については、元利金の合計額を、新規に割賦契約を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	RIZAPグループ株式会社	東京都新宿区	19,200,445	持株会社	(被所有) 直接70.39	役員の兼任	商品の販売	610	売掛金	3
							当社銀行借入に対する債務保証 (注)1	1,279,920	—	—
							当社リース債務に対する債務保証 (注)1	205,102	—	—
							当社割賦債務に対する債務保証 (注)1	89,664	—	—

- (注) 1. 当社は、金融機関からの一部の借入及び一部のリース契約、割賦契約に対し、親会社のRIZAPグループ株式会社より債務保証を受けております。なお、債務保証の取引金額は、期末借入金残高、期末リース債務残高及び期末割賦債務残高を記載しております。また、当該債務保証につきましては、保証料の支払を行っておりません。
2. 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
商品の販売等については、価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|----|------------|--------|
| 1. | 1株当たり純資産額 | 26円10銭 |
| 2. | 1株当たり当期純損失 | 23円14銭 |

算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純損失	341,958千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純損失	341,958千円
普通株式の期中平均株式数	14,780,974株

- (注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発令等による影響)

2020年4月7日に発令された新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府の緊急事態宣言及びそれに伴う一部地方自治体の要請等に基づき、一部店舗において営業の休止等を実施した時期がありました。

なお、当該措置が翌事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に及ぼす影響について、現時点で合理的に算定することは困難であります。

(多額な資金の借入)

当社は、当座貸越契約を下記のとおり締結し、借入を実行することにいたしました。

当座貸越契約の内容

資金使途	運転資金	運転資金
借入先	株式会社みずほ銀行	株式会社横浜銀行
借入極度額	300,000千円	250,000千円
契約期間	2020年5月29日から 2020年11月30日まで	2020年6月12日から 2020年11月30日まで
借入金額	300,000千円	250,000千円
借入実行日	2020年6月3日	2020年6月12日
金利	短期プライムレート	基準金利-0.37500%
担保提供資産又は保証等	有	有

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年6月11日

株式会社 H A P i N S

取 締 役 会 御中

東 邦 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 矢 崎 英 城 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 木 全 計 介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社H A P i N Sの2019年4月1日から2020年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その結果方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からの職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月11日

株式会社 H A P i N S 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 田 中 弘 之 ㊞
監 査 等 委 員 小 島 茂 ㊞
監 査 等 委 員 松 川 誠 志 ㊞

(注) 監査等委員田中弘之及び小島茂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上